

／ ようこそ ／ 矢巾町議会へ



矢巾町議会ガイドブック

矢巾町議会では、町民の皆さんに議会の活動を「知って」「見て」「参加して」いただくために矢巾町議会ガイドブックを作成しました。

本書を通じて、矢巾町議会をより身近に感じていただければ幸いです。



町議会とは

矢巾町をもっと住みよく、暮らしやすいまちにするためには、すべての町民が集まり話し合って決めるのが一番良いのですが、すべての町民が一堂に集まって話し合うことはできません。

そこで町民が自分たちの代表者を選び、代表者がみなさんの代わりに話し合いをします。

その代表者が「町議会議員」で、その集まりが「町議会」なのです。

町議会では、町長から提案された予算や条例などの内容を調べて話し合い、町が進むべき方向を決める役割を持っています。

また、町の仕事などが正しく行われているかどうかをチェックする監視機能も担っています。

町議会議員は、身近な町民の声を聴き、その声を町の仕事に反映させてもらえるよう町長に提案する取り組みも行っています。



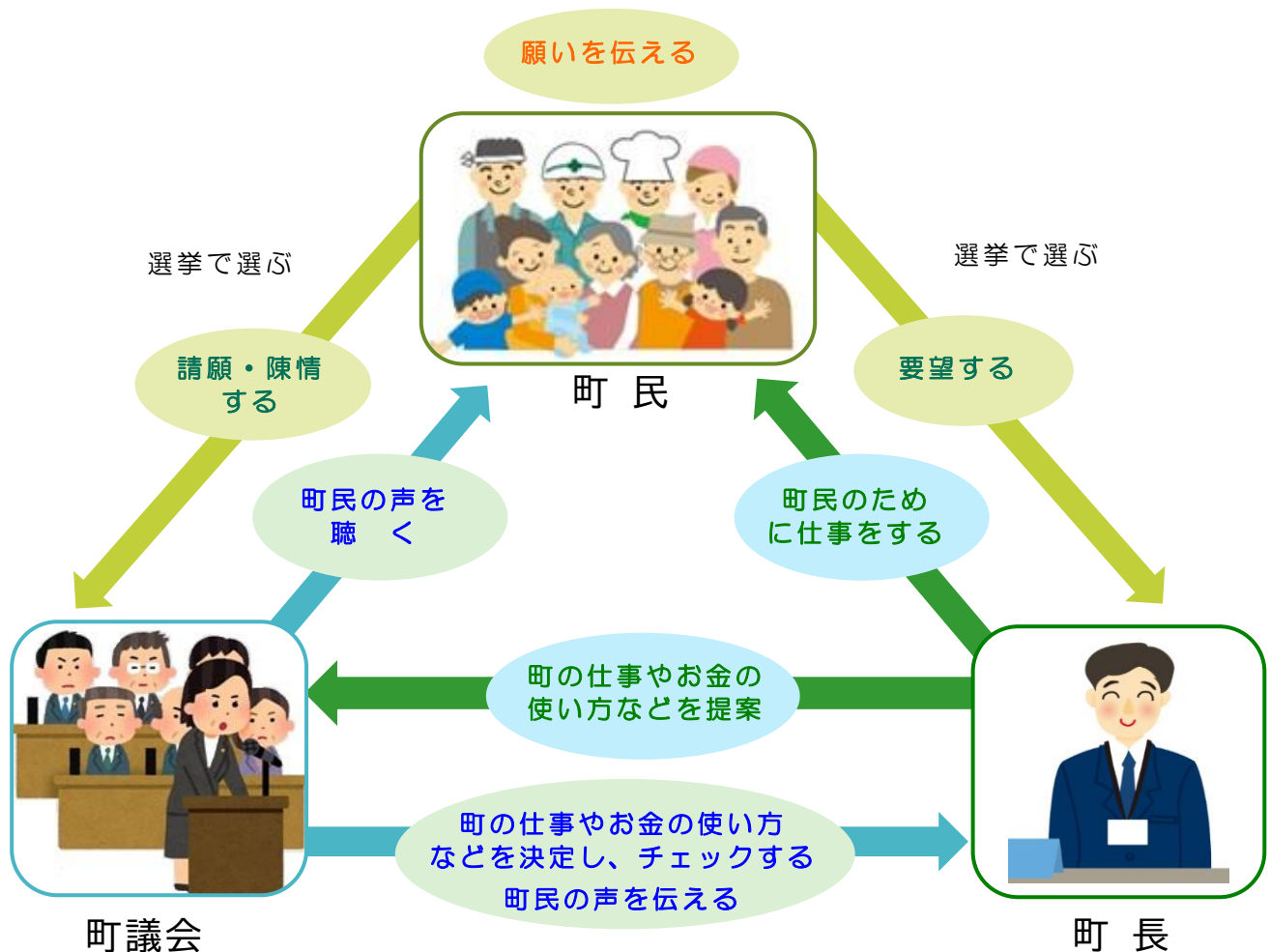
町議会は「議決機関」

町議会は、町長から提案された予算や条例などを審議して、議会としての意思や判断を決定（議決）することから「議決機関」と言います。

町長（矢巾町役場）は「執行機関」

町長（矢巾町役場）は、町長が町議会に提案して賛成（議決）された予算や条例などに基づいて仕事を行うことから「執行機関」と言います。

町民・町議会・町長の関係性



一方、町民が安心して生活できるよう暮らしに欠かせないさまざまなサービスを行うのが「町長（矢巾町役場）」です。

町長（矢巾町役場）は、町議会に対してお金の使い方や条例改正などの提案をし、町議会に賛成された内容をもとに仕事を進めています。

両者は町民の代表者として、大切な役割を果たしているのです。



二元代表制（にげんだいひょうせい）

日本では、都道府県の知事や議会議員、市町村の首長や議会議員を選ぶとき、住民が直接選挙で選ぶ制度を取っています。
議決機関（議会）と執行機関（町長）は、対等で独立した立場にありますが、お互いの役割を尊重し、町民の生活向上に努めています。
このような仕組みを「二元代表制」と言います。

例えば “公園” ができるまで

町 民

みんなが利用
できる公園が
欲しいね



町議会議員に
この願いを伝
えよう！

願いを伝える(請願・陳情)

1

町議会

町民の願いを良く調べて話し合い、検討した結果、賛成の場合町長に伝える。



賛成の場合
意見書を提出

2

町 長

どんな公園にするか、お金がいくらかかるのかを良く調べて、公園をつくるかどうか検討する。



※いろいろな課題があり
つくれない場合もあります。

検討した結果、公園をつくることにした場合、町議会に計画や予算を提案する。

3

町議会

町長からの提案をよく考え、わからないところは質問をして理解を深め、この提案に賛成か反対かを決める。

賛成の場合

4

町 長

計画や予算の範囲で業者をお願いします。



5

完成！



町議会議員について

■ 選 挙 ■

町議会議員は、4年ごとに町民の選挙で選ばれます。
選挙では、18歳以上の町民は投票することができます。

直近では令和5年4月23日に矢巾町議会議員選挙が行われ、
19名の候補者の中から18名が当選しました。

- ▶ 矢巾町議会 議員の人数（定数）は、18名
- ▶ 矢巾町議会議員に立候補できる人は、
25歳以上の町民で 引き続き**3か月以上** 矢巾町に
住所があること。
- ▶ 次回の選挙は、**令和9年4月**予定。

■ 主 な 仕 事 ■

議員の主な仕事は、例えば…

- ▶ 町の決まり（条例）を決める。
- ▶ 町のお金の使い方を決めたり、お金が正しく使われているかチェックする。
- ▶ 町の取り組みが、町民のために正しく行われているかチェックする。
- ▶ 町民からの声を聴き、町の取り組みに反映させてもらえるように質問や提案を行う。
- ▶ 町民から文書で提出があった要望や意見について調査・検討したうえで、県や国などに「こうしてほしい」という意見を出す。



などがあります。

■ 議員報酬 ■

議員報酬は、議員に毎月支払われるお金です。

- ▶ 議員 : 240,000円(月額)
- ▶ 副議長 : 258,000円(月額)
- ▶ 議長 : 323,000円(月額)

このほかにも、年に2回(6月と12月)に支払われる期末手当があります。

また、公の仕事のために町外へ行く場合は、交通費や宿泊費などが支給されます。

■ 政務活動費 ■

議員が行う調査や研究の活動費用として、町が交付するお金を**政務活動費**といいます。

矢巾町議会では、政務活動費は「会派」に対して交付されます。

政務活動費は毎年度末に精算され、余った場合は町に返還します。

- ▶ 政務活動費の額
議員1人あたり 16,000円(月額)

政務活動費がどのような活動に使われたのかを、矢巾町議会ホームページで公表しています。

こちらをチェック



会派(かいは)

会派は、同じ考えや方針、目的を持つ議員同士が集まって組まれる団体の単位を表しています。

町議会のしくみ

矢巾町議会では、定例会の会期を1月から12月までとする **通年議会**を実施しています。毎年6月、9月、12月、3月の定例月に開催するほか、緊急を要する議案の審議などが必要な場合は、その都度開催されます。

本会議

- ・本会議は、全議員で構成する議会です。
- ・町長や議員から提案された議案などを審議したり町や議会の最終意思を決定するところです。
- ・会議は議場で開かれます。

常任委員会 任期は2年

- ・常任委員会は、議案や町政課題・陳情などについて、詳しく調査や審査を行います。

総務常任委員会 6名

- ・政策、町づくり、防災、税金などに関する
こと、他委員会に属さないこと

産業建設常任委員会 6名

- ・農林業、商業、工業、観光、道路、上下水道などに関する
こと

教育民生常任委員会 6名

- ・教育、文化スポーツ、子育て、福祉、健康
などに関する
こと

予算決算常任委員会 17名（議長を除く）

- ・予算、決算などに関する
こと

広報広聴常任委員会 9名

- ・議会広報、広聴に関する
こと
議会広報紙「やはば議会だより」の発行
町民と議員をつなぐ会の開催

議会運営委員会

- ・会期や議事日程など、議会の運営について
協議を行う。

全員協議会

- ・議案の審査、議会の運営についての協議や
調整を行う。

特別委員会

- ・必要な場合に、議会の議決で設置する。
- ・特定の課題について審査や調査を行う。

一部事務組合 議会議員

- ・町が構成団体となっている組合の議会議員
を選出

「盛岡・紫波地区環境施設組合議会」他3団体

町政調査会

議員任意の会。町政振興についての調査や協議、
議員相互の親睦などを行う。

議会を知る

■ 町議会ホームページを見る ■

町議会ホームページにはさまざまな情報を掲載しています。



こちらをチェック



■ 傍聴（ぼうちょう）する ■

予約は不要で、本会議開催時間にお越しください。
役場4階の議会事務局の受付で、住所、氏名を記入してください。
役場1階ホールのテレビで視聴もできます。



会議日程や議案書は、議会ホームページに掲載しています。
また、6月、9月、12月、3月の定例会の日程は、やはらぎの放送やIATデータ放送でも確認いただくことができます。



こちらをチェック



■ 代表質問・一般質問の映像を見る ■

各議員の代表質問と一般質問の録画映像は、YouTube で公開しています。



こちらをチェック



■ やはば議会だよりを読む ■

議会広報紙である「やはば議会だより」は、年に4回発行（4月・7月・10月・1月）し、町内全戸に配布しています。

議会ホームページでもご覧いただけます。

町議会定例会での代表質問や一般質問、会議の内容、議案などに対する議員の賛否の状況、その他議会の活動内容などをお知らせしています。



こちらをチェック



■ 議会の会議録を見る ■

議会定例会の会議録を議会ホームページで公開しています。

やはば一く内の図書センターにも蔵書されています。

また、役場4階の議会図書室でもご覧いただけます。



こちらをチェック



議会に参加する

■ 選挙で参加する ■

矢巾町民で 18 歳以上の方は、投票をすることができます。
また、矢巾町民で 25 歳以上の方は立候補することができます。

議会報告会や

■ 町民と議員をつなぐ会に参加する ■

町民の皆さんに議会の活動を報告し、意見を伺うために、定期的に「議会報告会」や「町民と議員をつなぐ会」を開催しています。

また、令和 6 年度は初めての試みとして、高校生や大学生を対象にした「つなぐ会」を開催しました。



過去の町民と議員をつなぐ会の様子

■ 請願・陳情を出す ■

町の取り組みなどに対して意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。



請願（せいがん）

請願は、担当する常任委員会などで審査し、その結果をもとに本会議で採決します。採決された請願は、その結果を提出者に通知します。なお、採択された場合は、その旨を町長あるいは国や県など関係機関に「意見書」として送付しその実現を図ります。

請願の提出には議員の紹介（署名または記名押印）が必要です。

もっと議員について知りたい！！



Q：仕事をしている人でも議員になれますか？

A：なれます。

町議会議員にも兼職の禁止（※）など一定の制約はありますが、議員以外の仕事をしている人はいます。



※兼職の禁止

町議会議員は、衆議院議員・参議院議員・地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼職できないことが、地方自治法第92条に規定されています。



Q：議員は議会がないときは何をしているの？

A：調査研究に取り組んでいます。

議員の活動は、本会議や委員会などの会議に出席するだけではありません。町長から提案された議案などの精読や調査、町民から受けたさまざまな相談への対応、他市町の議員との情報交換や勉強会、政策課題の解決に向けた調査研究を行っています。



Q：議員は、親の介護や育児などで、会議を欠席することはできますか？

A：できます。

矢巾町議会では、やむを得ない理由のため、会議に出席することができないときは、その理由をつけて議長に欠席届を提出することで欠席できます。





議会へのお問い合わせ

議会事務局：矢巾町役場 4階
所在地 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
TEL：019-697-2111（代表） FAX：019-697-3709

矢巾町議会のホームページ
<https://www.town.yahaba.iwate.jp/soshiki/gikai/yahabagikai/top/>

矢巾町議会ホームページは
こちらのQRコードからも
ご確認いただけます

